

専第3号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年8月8日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 94,000円

相手方		事由
氏名	住所	
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	鹿児島県立若駒学園駐車場における自動車 損傷事故